

警察庁、ホール5団体に協力要請

日工組、「責任の一端」で回収へ

「検定機と異なる可能性のある遊技機」

パチンコ遊技機の一般入賞口に玉が入らないよう仕様を改変する、いわゆる「遊技くぎ」の問題は、

11月に入って警察庁が小柳誠二保安課長名で、「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について」（別掲1）と題する要請をホール関係5団体（全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、P CSA）に送付する（日工組にも参考送付）など、あわただしい動きを見せた。

いわゆる遊技くぎの問題では、一般社団法人遊技産業健全化推進機構が警察庁の要請で6月1日以降遊技機性能調査を続けているが、8月までの結果では全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残りの約4割についても10分間に10個も入らないなど、検定機と同性能の遊技機が1台も発見され

なかった。この経過を受けて、警察庁が日工組に調査を依頼した。以下、時系列で動きを追う。

▽11月4日 日工組は、保安課長宛に「『遊技くぎ』の現状及び今後の適正化について」（別掲2）と題する文書を送った。要旨は、①出荷時の「遊技くぎ」の状態での一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数が、3個未満となる遊技機があった ②機構の調査結果ほど極端なものはメーカーでは出荷していないが、警察庁からの指摘内容である「遊技くぎ」の変更について日工組組合員にも責任の一端があることは否定出来ない ③今後は「遊技くぎ」を適正な状態で出荷する ④「遊技くぎ」の変更し該当する型式遊技機は他団体と協力し営業所から業界あげて速やかに回収を行っていく——となっていた。

【別掲1】ホール関係5団体に対する警察庁文書

検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について（要請）

平素は、ぱちんこ営業の健全化に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、遊技くぎの問題に対する業界の自浄作用を促すため、平成27年6月から一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）において遊技機性能調査を実施していることについてはご承知のとおりであります。同年8月までの調査結果によれば全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残りの約4割についても、10分間に10個も入らないとのことであり、検定機と同性能のぱちんこ遊技機が1台も発見されない事実からすると、メーカー出荷時に既に性能が異なっている可能性も払拭できないことから、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）に対し調査を依頼したところ、別添のとおり、メーカーがホールに出荷する時点において、既に検定機と異なる性能となっている可能性があることから、該当する型式に係るぱちんこ遊技機について、業界を挙げた回収を今後進めていくとの報告を日工組から受けました。

については、貴団体におかれましても、今後日工組から通知される見込みの該当型式に係る遊技機を設置して営業を行うことは、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第20条第1項に違反するおそれがあることを踏まえ、業界を挙げた回収に最大限協力するとともに、可及的速やかに該当型式に係る遊技機の撤去を推進していただきたいと思います。

当庁としては、まずは業界団体の取組に基づく撤去により状況が改善されることを期待いたしますので、機構の遊技機性能調査における警察への通報の開始については、業界を挙げた回収手続が進まない判断されるなど、やむを得ない場合まで留保するよう機構に対しお願いいたしましたが、個々の事案において法の適用がなされないものではありませんので、誤解無きようお願いするとともに、速やかな撤去を重ねてお願いします。

▽6日 これを受けて警察庁は、前述の「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去

について」の通知文書を発した。この中で、ホール関係5団体に対して、今後日工組から通知される見込みの該当型式の遊技機を設置して営業することは、風営法第20条（遊技機の規制及び認定等）第1項に違反するおそれがあることを踏まえ、業界を挙げた回収に最大限協力するとともに、可及的速やかに該当型式に係る遊技機の撤去を推進してほしいと要請した。

11月25日のホール関係5団体代表者会議で説明する警察庁、大門課長補佐（右端）



日工組の声明に続き ホール団体も声明を

課長補佐は余暇環境整備推進協議会の平成27年度秋季セミナーでの講話で、とくに遊技くぎの問題を取り上げた。同補佐は、ホール側

も検定機の性能を逸脱した遊技機を欲している」と断じ、「そういった違法な範囲まで営業形態の選択肢があると居直る誤った姿勢や考え方を改めていくことなくして、市場の遊技機を適正なものに入れ替えていくことはできない」と指摘、ホール側の意識改革を強く求めた。（4～7ページに大門課長補佐の講話（詳細））

▽25日 大門課長補佐はホール関係5団体代表者・幹部を集め、6日の通知文書と17日の余暇進での講話での趣旨を補足説明した。同補佐は、「1、2か月で該当遊技機を撤去しろといっているつもりはない」「ホールはどのような遊技機が望まし

【別掲2】日工組の警察庁に対する文書

「遊技くぎ」の現状および今後の適正化について

貴庁におかれましては、平素よりばちんこ業界の健全な発展について格別のご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「遊技くぎ」に関して、検定を受けた遊技機とは異なる性能を創出している問題について、平成27年6月1日からの一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の遊技機性能調査の結果を踏まえて、当組合において、全組合員35社の内11社に対し、出荷時における「遊技くぎ」の状態、その状態における機構の調査項目でもある一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数のヒアリング調査を行いました。

○調査結果

出荷時の「遊技くぎ」の状態での、一分間あたりの普通入賞口による獲得遊技球数が、3個未満となる遊技機がありました。

○結論

普通入賞口の入賞数に関して、機構による調査結果ほど極端なものはメーカーでは出荷しておりませんが、貴庁からのご指摘内容である「遊技くぎ」の変更について、日工組組合員にも責任の一端があることは、否定できません。

そこで、上記結果を踏まえ、ばちんこ遊技機のさらなる健全化を目指し、「遊技くぎ」による不正使用できる型式の絶無に向けた取組みを日工組役員会で次の通り申し合わせを致しました。

○今後の適正化について

営業所において、適正な状態で検定を受けた遊技機と同一の性能の遊技機として営業されるよう、「遊技くぎ」を適正な状態で出荷致します。

○営業所の遊技機について

上記の適正な状態の遊技機の速やかな供給がなされるように努めるとともに、「遊技くぎ」の変更に該当する型式遊技機は、他団体と協力し営業所から業界をあげて速やかに回収を行っていくことと致します。

いのか、ホールの視点をメーカーに伝えてほしい」「メーカーから出たものはメーカーの責任だし、ホールがくぎを曲げたものはホールの責任となる。ただ、新しい遊技機を購入していくにあたって、ホール側の姿勢として、適正な遊技機を購入していくんだという意識がなければ始まらない。まずはホールの皆さんの意識改革をお願い

いしたい」「近く日工組から今後の方向性について声明があると聞いている。それに応じるような形で、ホール団体としても不適正な遊技機は購入しないとか、それくらいは声明は出してもらいたいと考えている」などと述べた。このあと、ホール関係5団体での「宣言」について話し合った。

「ホールは意識改革を」

「くぎ問題」誤った姿勢を指摘

警察庁保安課、大門雅弘課長補佐は11月17日、余

暇環境整備推進協議会の平成27年度秋季セミナーで、

①射幸性の抑制に向けた取組の推進 ②遊技くぎの問題——の2点について講話を行った。

遊技くぎの問題は、業界にとって喫緊の課題であり、講話の全文を掲載する。

余暇進秋季セミナーにおける大門雅弘課長補佐講話

ただいま御紹介にあずかりました警察庁保安課課長補佐の大門でございます。

今日は、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の平成27年度秋季セミナーにお招きいただき、ありがとうございます。また、業界の皆様には、平素より、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜っていることに対しまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、今日は、ばちんこ遊技の健全化を進めていく上での喫緊の課題を2点、お話ししたいと思います。

業界の射幸性抑制

まず、射幸性の抑制に向けた取組の推進についてであります。

現在、業界を挙げて射幸性の抑制に向けた取組が進められているのはご承知のとおりかと思えます。昨年9月には、日電協が、回胴式

遊技機について、ART機能を主基板に移行することとし、この基準に合わない遊技機については、本年12月から販売しない方針を取り決めました。

本年3月には、日電組が、ばちんこ遊技機について、大当たり確率の下限を400分の1から320分の1に引き上げることとし、この基準に合わない遊技機については本年11月から販売しない方針を取り決めました。本年6月には、全日遊連が、日電協及び日電組が定めたそれらの基準に該当しない遊技機について、原則として認定申請を行わないこととし、合わせて、各ホールにおいて当該遊技機の設置を減らしていく目標値を定めました。

そして、本年9月には、業界関連6団体名による「高射幸性遊技機の取扱についての合意書」を策

定し、全日遊連の自主規制を6団体で支援していくことを合意し、同合意は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会としても賛同されていると聞いております。

さらに、メーカー団体としては、大当たり継続率や傾斜値に関する新たな基準を設けるなど、本年9月の6団体合意にとどまらない射幸性の抑制策を引き続き推進しているところでもあり、市場に回る遊技機の射幸性が段階的に落ちていくことが期待される場所があります。

実現へ未だ不透明

しかしながら、現実問題として、本当に市場から高射幸の遊技機が姿を消し、適度に射幸性の抑えられた遊技機に入れ替わり、遊技客がポケットマネーの範囲内で楽しんで帰ることが広く当たり前となる状況が実現するかどうかについては、未だ不透明であると言わざるを得ません。

例えば、各メーカーにおいて取り決めた基準の範囲内で、知恵を絞って、今までと同じように、偶然性や吸い込み易さに拘るなど、結果として遊技客の費消金額や獲

得賞品総額が過大になる遊技機造りを目指すのであれば、状況の改善は見込まれません。

また、各ホールにおいても、取り決めた撤去目標を定めていながら、許された期限の中でギリギリいっぱいまで高射幸の遊技機を設置し続けようとするならば、仮にメーカーが新たに低射幸の遊技機を製造・販売したとしても、その遊技機が市場に出回することは期待できません。

その意味で、各業界団体が取り決めた事項が、取り決めただけで終わるのか否かは、今後の各メーカー、各ホールの姿勢や具体的な運用如何にかかっているものと思います。この現場単位の動きを、実際にあるべき方向に動かしていくことこそ、各業界団体が力を発揮すべきところであると考えております。

皆様にありましては、各業界団体が実行に移すものとして取り決めた取り組みに対し是非とも賛同していただくとともに、その取組の趣旨を御理解の上、個々の運用においても、各営業所単位で積極的に射幸性の抑制に向けた取組ができるよう創意工夫を凝らしてい

ただき、一方で、業界団体の一つである余暇進として独自の射幸性抑制に関する対策や目標設定をすることも選択肢に入れながら、幅広く、効果的な射幸性抑制策を検討・実行していただきたいと思えます。

「不正くぎ」の実態

次に、遊技くぎの問題についてお話しします。

遊技くぎに関する不正改造に対する業界の自浄作用を促すため、平成27年6月から一般社団法人遊技産業健全化推進機構において遊技機性能調査を実施していることについてはご承知のとおりであります。

同年8月までの調査結果によれば、全国161店舗258台の遊技機について、約6割が一般入賞口に全く入らず、残りの約4割についても、10分間に10個も入らないとのことであり、検定機と同性能のばちんこ遊技機が1台も発見されない事実からすると、メーカー出荷時に既に性能が異なっている可能性も払拭できないことから、日工組に対し、その可能性に関する調査を依頼させていただきました。

その後の日工組からの報告としては、メーカーがホールに出荷する時点において、既に検定機と異なっている性能となっている可能性があるとのことであり、それを踏まえ、該当する型式に係る遊技機について、業界を挙げた回収を今後進めていくことであります。

異常に出玉がない

それを受け、当庁から、該当する型式に係る遊技機に関する撤去の要請をホール関係5団体に対し通知をさせていただいたのはご承知のとおりであります。ここで、改めて、一般入賞口に玉が入らないように改造したデジパチの極端な性能変更についてお話をしておきたいと思えます。

一般財団法人保安通信協会の試験に合格し、検定を取得したデジパチについて、本年6月に日遊協に対し行われた行政講話において、一般入賞口に入る玉数が10分間に数十個がコンスタントに入る性能となっていると述べておりますが、仮に10分間に平均50個の玉が入る性能の遊技機であれば、1時間に300個の玉が入り、6月までの

デジパチは通常、入賞1個に対し10個賞球ですから、3000個が遊技客に払い出される性能と言えます。3000個は、4円ぱちんこでは1万2000円分となります。

つまり、1時間で1万2000円分の玉が一般入賞口の入賞により本来遊技客に払い出されるべきところ、払い出されていない、これが、一般入賞口を締めた時に起こる性能の変更であります。このような極端な性能変更が、くぎ曲げが問題視される背景にあるということは、業界として共通認識を持つていくべきだと思います。

改善されないまま

また、別の観点からみると、風営適正化法上、遊技客が遊技で得られる玉は、大当たり等役物によるものだけでは駄目だとされており、それ以外の入賞の仕方として、一般入賞口による玉の入賞がありますが、この入賞口を殺すことは、すなわち、デジタル抽選が行われる始動口のみに入賞を偏らせるということであり、偶然性に過度に偏った抽選機となってしまうという、これも、極端な性能変更を示

す一面であるかと思っています。

このような極端な性能変更が問題視されるからこそ、くぎ曲げの是正を強くお願いしているところでありますが、だからと言って、極端な性能変更でなければ変更をしても構わない、と曲解することは、遵法精神に基づかない考え方であり、社会的に認められるものではないかもしれません、我々行政としても、求めているものではありません。

しかしながら、本年1月の全日遊連に対する行政講話に端を発し、再三に渡りこのくぎの問題を是正するための業界を挙げた取組をお願いしてきましたが、遊技客が遊技をする時点の遊技機能において、一体何が改善されたのでしょうか。

また、改善という結果までいかなくとも、今後の是正策としてどのような具体策や方針が示されたのでしょうか。行政からうるさく指摘をされないようにするには、どの程度、一般入賞口に玉が入ればいいのか、ホールもメーカーもそのことばかりに気を取られているのではないか、業界の今年の動きを見るに、そのように考えざる

を得ません。

本質をすりかえる

行政が求めていることは、至極当然のことですが、検定機が検定機の性能のまま遊技客が遊技できる環境にするということであり、す。そのためには、検定機の性能のまま営業所に設置され、その状態が継続して維持される営業環境にする必要があります。一般入賞口に何個入れればいい、というレベルの話ではありません。

この当たり前のことを、今後のくぎ問題の是正を考える際の前提とするよう、考え方を改めていただくことが、今回当庁から要請した遊技機の回収・撤去を実現する出発点とすべきではないでしょうか。この前提に立たない限り、いくら業界を挙げた回収だと声高に叫んだところで、今後もお茶を濁すような対応が繰り返されるばかりで、状況の改善が進むことは期待できません。

例えば、メーカー側が、今後の適正な遊技機を製造・販売するに当たり、営業所に設置される時点において、ベースが30であれば問題ないだろうと考え、保通協試験

時には40や50で試験を通したものを、販売時に30にして出荷するというのは、検定機の性能を逸脱した状況の改善は見込まれません。また、ホール側においても、推進機構の調査をすり抜ければ問題ないと考え、ベースが50のものを、くぎを曲げて10や20に変更するといふのでは、やはり状況が改善されたことにならないのは、言うまでもないことであります。

主体的な購入こそ

他店との競争にさらされている中で、今までやらずに済まされていた適正な遊技機の製造・販売や、適正な営業を行うことは勇気のいることであり、リスクも伴うことであると思いますが、そのことを理由に、問題の棚上げをしているようでは、今後の業界の健全化はおろか、業界の発展も見込めないのではないかと思います。

そのような営業所単位での状況改善が困難な状況であるからこそ、業界団体としてできること、しなければいけないことがあるはずで、それらは探そうと思えば見つけていけるはずであります。例えば、日工組の表明した「検定機と同一

性能の遊技機の出荷」が実現するためには、そのような遊技機をホールが購入していく姿勢を示すことが前提となりますが、それに当たり、各ホール関係団体において、ホールがどのような遊技機であれば購入していけるのか、その具体的な条件を真剣に検討した上で、日工組に依頼することもできるのではないのでしょうか。

また、ホール関係団体において、検定機の性能を逸脱した遊技機は今後購入しません、と表明すること、メーカーの適正な販売を促進し、適正な遊技機に入れ替えていく土壌を整えることにもなるのではないのでしょうか。

少しも見えぬ改善

そもそも、なぜ、検定機の性能を逸脱した遊技機が市場に出回するのか。営業利益に対する貢献度の高い遊技機としてホールが欲し、その要望に答える形でメーカーが製造する、そういった構図があるのは否めません。

残念なことですが、推進機構の遊技機性能調査が始まった6月以降においても、検定機の性能を逸脱した遊技機が営業所から少しも

減らないばかりか、メーカーへの改善依頼が一つも聞こえてこない状況が、ホール側も検定機の性能を逸脱した遊技機を欲していることの何よりの証左であります。

そういった違法な範囲まで営業形態の選択肢があると居直るホール側の誤った姿勢や考え方を改めていくことなくして、市場の遊技機を適正なものに入れ替えていくことはできません。不適正な遊技機とは決別するとの決意と、今後の営業の用に供することができる適正なばちんこ遊技機は何かというビジョンをホール側が持つことにより、メーカー側への適正な遊技機の販売要望が可能となり、その要望に応じて、メーカー側の適正な遊技機の開発・販売計画が進み、販売時期が決まり、その販売時期に応じて、現状出回る検定機の性能を逸脱した遊技機の撤去計画が進むというのが、現実的に進めていける一つのシナリオではないかと考えます。

ホール団体の責務

したがって、業界を挙げた回収を進めていくに当たり、まずは、ホールの意識改革をいかに進めて

いくのかを考えていただきたいと思いますが、その実行については、当然のことながら、ホール関係団体が責務を負っております。ホール関係団体として、過去と決別する断固たる決意をもって、適正営業に向けた具体的な表明をするとともに、その実現にこだわった積極的な会員指導を不断に実行していくことにより、はじめて意識改革が動き出すのではないのでしょうか。

その意味で、余暇進におかれても他人ごとではありません。他のホール関係団体にまかせておくのではなく、余暇進としてもできることがあるのではないのでしょうか。余暇進の存立目的の大きな一つとして、「業界の環境を整備すること」と「がある」と聞いておりますが、違法な範囲にまで営業形態の選択肢があると居直る姿勢や考え方が業界に蔓延している環境を改めていくことこそ、まさに業界の環境を整備していく上での最優先事項なのではないでしょうか。

余暇進を含め、ばちんこ業界団体の今後の取組に期待し、私の話を終わります。御静聴ありがとうございます。

遊技機性能調査

通報留保期間を延長

推進機構が社員団体に文書

一般社団法人遊技産業健全化推進機構（五木田彬代表理事）は11月13日、「遊技機性能調査結果の行政通報の留保について」と題する文書を各社員団体に発し、異常が確認された場合の警察への通報を当分の間留保すると通知した。

機構は警察庁からの要請により、さる6月1日から全国の誓約書提出ホールで一般入賞口への入賞状況を確認する遊技機性能調査を続けているが、当初は調査開始から半年程度は不正改造の疑いのある事案でも、業界の自浄作用を促す意味で警察への通報を留保するとしてきた。

今回、日工組が「メーカーがホールに出荷する時点で既に検定機と異なる性能となっている可能性があると、該当する型式の遊技機について業界挙げての回収を今後進めていく」と警察庁に報告したことで、警察庁も「業界団体の取組に基づく遊技機の撤去により、状況が改善されることを期待する」との見解を示したことなどか

ら、機構としても「遊技機性能調査はさらに継続するが、業界全体の解決に向けた取組の進捗状況を見極める」として、通報の留保期間をさらに延長した形になる。ただし、「あまりにも悪質なくぎ曲げの状態等が確認された場合には、個別に行政通報することもありうる」と注意を促している。

なお、機構の8月までの調査結果によれば、全国161店舗258台の遊技機についての調査で、約6割が一般入賞口に玉が全く入らず、残り約4割についても10分間に10個も入らないなど、検定機と同性能の遊技機が1台も発見されなかった。

全日遊連、組合員に通知

全日遊連は11月6日、各都府県方面遊協（連）宛に「検定機と性能が異なる可能性のあるばちんこ遊技機の撤去について」と題する通知を発した。これは警察庁が同日に発した同じ内容の撤去要請を受けたもので、各都府県方面遊協（連）に対し傘下組合員ホールに通知を周知してもらうよう指導を要請している。